【福祉局高齢者施策推進部】新型コロナウイルス感染症対策終了事業一覧 (別紙)

事業名	支援概要	実施部署 問い合わせ先(※)
在宅要介護者の 受入体制整備事業	介護者が新型コロナウイルス感染症に感染した際に、要介護者が緊急一時的に利用できる宿泊施設等に支援員等を配置するなど受入体制を整備する区市町村を支援	1
高齢者施設での新型コロナ 発生時の応援職員派遣事業	【新型コロナウイルス感染症発生時における職員の派遣に関する協定】 高齢者施設で新型コロナウイルス感染症の感染者等の発生により職員が不足し、区市 町村内で応援職員の確保が困難な場合に、都及び協力団体が広域的な応援派遣調整を 実施	《入所系サービス事業所》④
	【代替職員の確保による応援体制強化事業】 都が契約した人材派遣会社から、介護職員、看護職員、生活相談員、介護支援専門員 等に不足が生じた高齢者施設等に代替職員を派遣	《居宅系サービス事業所》②
高齢者施設等への 集中的検査の実施	重症化リスクの高い高齢者等が利用する、入所系および通所・訪問系施設の職員を対象とする集中的検査を頻回実施入所系施設 … PCR検査(週1回)及び抗原定性検査(週1~2回)訪問系施設、特定施設入居者生活介護の指定のない有料老人ホーム等 … 抗原定性検査(週2~3回)	《居宅系サービス事業所》① 《入所系サービス事業所》⑤ 《有料老人ホーム》⑥ 《サービス付き高齢者向け住宅》⑦
高齢者施設における新型コロナ ウイルス感染症対策強化事業	感染者が発生した場合に影響が大きい特別養護老人ホーム等を対象として、入所者に対するPCR検査等を実施した場合の経費を支援	《居宅系サービス事業所》③ 《入所系サービス事業所》④ 《有料老人ホーム》⑥ 《サービス付き高齢者向け住宅》⑦
新型コロナウイルス感染症流行 下における介護サービス事業所 等のサービス提供体制確保事業	介護サービス事業所等が新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に抑えて必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常時には発生しないかかり増し経費等を支援 ※令和5年度12月~3月発生分のみ、令和6年度も予算の範囲内で対応予定	《居宅系サービス事業所》③ 《入所系サービス事業所》④ 《有料老人ホーム》⑥ 《サービス付き高齢者向け住宅》⑦
介護保険課:①介護保険担当:	TEL 03-5320-4590 ②介護人材担当:TEL 03-5320-4267 ③介護事業者担当:	TEL 03-5320-4274

介護保険課:①介護保険担当:TEL 03-5320-4590 ②介護人材担当:TEL 03-5320-4267 ③介護事業者担当:TEL 03-5320-4274

施設支援課: ④施設運営担当: TEL 03-5320-4264 ⑤施設整備担当: TEL 03-5320-4225

⑥有料老人ホーム担当: TEL 03-5320-4296

在宅支援課:⑦高齢者住宅担当:TEL 03-5320-4273